

じゅうろく法人インターネットバンキングサービスご利用規定

第1条 じゅうろく法人インターネットバンキングサービス

1. 定義

じゅうろく法人インターネットバンキングサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、契約者がパーソナルコンピューター等(以下「端末」といいます。)を通じて、インターネット等により本「じゅうろく法人インターネットバンキングサービスご利用規定」(以下「本規定」といいます。)所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がその手続を行うサービスをいいます。

なお、本サービスで実施できる各種取引等は、契約者によって異なる場合があります、契約者はこれを予め承諾するものとします。

2. 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限りません。

ただし、当行はこの使用できる機器を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

本サービスに使用する機器等は、契約者の負担および責任において契約者が準備のうえセキュリティ対策を実施し、本サービスの利用に適した状態及び環境に設定し維持するものとします。なお、当行所定の機器であっても、機器の状態および環境によってはご利用いただけない場合があります。

3. 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。なお、利用時間は取引により異なります。ただし、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

4. 利用手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料および消費税等相当額をいただきます。

この場合、当行は普通預金規定(貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定およびカード規定を含みます。)にかかわらず、通帳・払戻請求書・カード・当座小切手の提出なしに、第2条に定める「申込書」により届出いただく指定口座から当行所定の日に自動的に引落します。

(2) 当行は本サービスに係わる諸手数料について事前に通知することなく変更する場合があります。また、今後、提供するサービスの変更などにもとない本サービスに係わる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、前号と同様の方法により引落します。

5. 代表口座

契約者は、当行国内本支店に所在するご本人名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを、本サービスによる取引に主に使用する口座(以下「代表口座」といいます。)として、第2条に定める「申込書」において届出するものとします。届出する代表口座は当行所定の手続きによる「本人確認済み」であるものとし、契約者が代表口座として届出た口座の届出印を、当行が定める取引または契約者が特にお申し出の取引を除き今後発生する本サービスに関する取引一切に使用します。

6. 利用口座

(1) 契約者は代表口座以外に当行国内本支店の口座を本サービスによる取引に使用する口座(以下「利用口座」といいます。)として、第2条に定める「申込書」において届出するものとします。なお、届出する利用口座は当行所定の手続きによる「本人確認済み」であるものとします。

(2) 利用口座に指定可能な預金等の科目は当行所定の科目に限りません。また、「利用口座」の口座保有店数および口座数は当行所定の数を超えることはできません。

- (3) お届出いただける「利用口座」は、契約者ご本人名義の口座ならびにご本人の本社・支社・支店名義またはこれに類する名義の口座とします。
- (4) 契約者ご本人名義以外の口座を「利用口座」として届出いただく場合、必ず事前に当該口座名義人へも本規定またはその写しを提示したうえで、内容につき同意をお取りください。当行は、契約者が当該口座名義人から「利用口座」の届出に関する委任を受けたものとみなします。
- これに関して、口座名義人との間で紛議等の事故があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第2条 利用申込

1. 本サービスの利用を申込みされる方(以下「利用申込者」といいます。)は、本規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ「じゅうろく法人インターネットバンキングサービス利用申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記載して当行に提出するものとします。
2. 利用申込手続きをおこなう場合には、次の事項を保証・遵守するものとします。
 - (1) 利用申込者は当行に普通預金口座または当座預金口座を保有する法人、法人格のない団体、個人事業主、個人のお客様で、第15条6項(2)の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 利用申込者は、当行所定の方法により登録した自己の役職員(以下「サービス使用者」といいます。)のみを介して本サービスを利用することができるものとし、利用申込者の責任においてサービス使用者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任を負担すること。
3. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等必要事項を確認のうえ、申込みを承諾するときは、利用申込者に対し、取引時に契約者本人であることを確認するために必要な「ご契約者番号」などを記載した本サービスのご利用開始に必要な書類(以下「通知書」といいます。)を送付いたします。この書類の送付先は、利用申込者の代表口座の届出住所とします。

ただし、当行所定の審査の結果、本サービスの全部または一部のお申込みを承諾しないことがあります。また、第15条6項(2)の各号の一にでも該当する場合には当行はお申込みをお断りします。

4. 当行が「申込書」に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱ったうえは、「申込書」に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条 サービス管理者および利用者の指定

1. サービス使用者のうち、本サービスに関するすべての利用権限を有するものを「管理者」とし、契約者が指定するものとします。なお、管理者は1名とします。
2. 「管理者」は、当行所定の方法により、当行所定の数にいたるまで「他のサービス使用者(以下「利用者」といいます。)」を任意に指定し、利用者ごとにサービス利用権限や限度額等を設定することができるものとします。
3. 前記2項により設定する限度額は、第9条1項(3)、第9条2項(3)、第10条3項で届出る限度額(ただし、当行所定の限度額の範囲内とします。)の範囲内とします。

第4条 パスワード

1. 管理者のパスワード

- (1) 本サービスの利用申込にあたって、契約者は、第2条に定める「申込書」にて「管理者が使用するログオンパスワード（以下「管理者ログオンパスワード」といいます。）」を届出するものとします。
- (2) 当行は、申込に基づき作成した「ご契約者番号」「管理者が使用する利用者コード（以下「管理者コード」といいます。）」「管理者が使用する確認パスワード（以下「管理者確認パスワード」といいます。）」を通知書に記載し、契約者の代表口座の届出住所宛てに郵送することにより通知します。
- (3) 「ご契約者番号」「管理者コード」「管理者ログオンパスワード」「管理者確認パスワード」は、他人に知られることがないよう契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。
- (4) 万が一、通知書を紛失した場合、「ご契約者番号」「管理者コード」「管理者ログオンパスワード」「管理者確認パスワード」を紛失・漏洩した場合、または盗難された場合などで、お取引の安全性を確保するため本サービスの利用を停止したい場合には、契約者は速やかに当行所定の手続きにより当行に届出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止などの措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
なお、上記により本サービスの利用を停止した場合は、お取引の安全性確保の観点から利用再開できませんので、すみやかに解約手続きを実施してください。
- (5) 契約者は、以下の方法により「管理者ログオンパスワード」「管理者確認パスワード」（以下、総称して「管理者パスワード」といいます。）を随時変更することができます。

ア. 書面による変更

契約者は、変更後の「管理者ログオンパスワード」など当行が指定する必要事項を当行所定の書面により届出するものとします。当行は前記(2)の取扱いに準じて変更・通知します。

イ. 端末による変更

契約者は当行所定の方法により端末から、変更前と変更後の「管理者パスワード」を当行に送信し、当行が受信した変更前の「管理者パスワード」と当行が保有する最新のパスワードが一致した場合には、当行は契約者からの正式な届出として「管理者パスワード」の変更を行います。

- (6) 「管理者パスワード」の有効期間は、当行所定の期間とします。契約者は、原則この有効期間経過前、もしくは、有効期間経過後本サービスをはじめて利用する際に前記(5)に定める方法により変更するものとします。
- (7) 「管理者パスワード」の有効期間経過後は、「管理者パスワード」を変更していただくか、もしくは継続の操作をしていただくまで本サービスをご利用いただけません。また、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 利用者のパスワード

- (1) 「利用者が使用するログオンパスワード（以下「利用者ログオンパスワード」といいます。）」「利用者が使用する利用者コード（以下「利用者コード」といいます。）」および「利用者が使用する確認パスワード（以下「利用者確認パスワード」といいます。）」は、前記3条の利用者設定時において管理者が任意に設定できるものとします。
- (2) 設定が完了した「利用者ログオンパスワード」「利用者コード」「利用者確認パスワード」（以下総称して「利用者パスワード」といいます。）および「ご契約者番号」は、管理者が責任をもって利用

者に通知するとともに、利用者に対して「管理者パスワード」と同等の注意をもって取扱うよう徹底させるものとします。

- (3) 管理者は、端末からの操作により、「管理者パスワード」と同様に「利用者パスワード」を随時変更することや、「利用者パスワード」の再設定を行うことができるものとします。
- (4) 利用者が「利用者パスワード」を紛失・漏洩した場合、または盗難された場合などは、管理者は当該パスワードの再設定・再登録等必要な措置をとるものとします。
- (5) 前記の管理者が行う「利用者パスワード」の設定・再設定・再登録などの一連の行為に関して損害などが発生した場合は、当行は責任を負いません。

3. ワンタイムパスワード

- (1) 「ワンタイムパスワード」とは、本サービスの利用に際し、当行が契約者に発行するワンタイムパスワード生成機（以下「トークン」といいます。）により生成・表示され、一定時間毎に自動更新されるパスワードをいい、次条に定める本人確認に使用するものをいいます。
- (2) 契約者は、以下のいずれかの場合には、あらかじめ当行所定の申込書により「ワンタイムパスワード」の使用を当行宛届出するものとします。
 - ア. 「ワンタイムパスワード」の使用を希望する場合
 - イ. 契約者が個人（個人事業主等を含む）でなく、第9条1項(3)、第9条2項(3)、第10条3項、第11条3項、第12条3項に定める限度額のいずれかについて、当行が定める一定の金額以上の限度額を届出する場合
- (3) 当行は、前記(2)による申込に基づき、当行が「トークン」の発行を不適当とする場合を除き、契約者の代表口座の届出住所宛てに「トークン」を郵送のうえ、「トークン」を契約者に貸与します。なお、当行が前項の申込みを受け付けた後は、当行が「トークン」の発行を不適当とする場合でない限り、契約者は「ワンタイムパスワード」の使用を取りやめることができません。
- (4) 契約者は当行より「トークン」を受領後、速やかに、当行所定の方法により、「ワンタイムパスワード」の利用登録を行うものとします。
- (5) 「ワンタイムパスワード」は、本規定に定める管理者および利用者が使用できるものとします。なお、管理者が「ワンタイムパスワード」を使用する場合は、利用者も「ワンタイムパスワード」を使用するものとします。
- (6) 管理者が「ワンタイムパスワード」を使用する場合でも、第3条により利用者に付与された利用権限等に第9条、第10条、第11条、第12条に定める取引の依頼内容の確定にかかる権限が含まれない場合は、利用者の「ワンタイムパスワード」の使用は管理者の責任において解除することができるものとします。
- (7) 契約者は管理者および利用者を除く第三者に「トークン」を貸与、占有またはこれを使用させてはならないものとし、契約者の責任において厳重に「トークン」及び「ワンタイムパスワード」を管理するものとします。
- (8) 「トークン」が紛失、盗難、偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用された場合などで、お取引の安全性を確保するため「ワンタイムパスワード」の利用を停止したい場合には、契約者は速やかに当行所定の方法により当行に届出てください。この届出に対し、当行は「ワンタイムパスワード」の利用停止などの措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
なお、上記により「ワンタイムパスワード」の利用を停止した場合は、すみやかに第6条に定める「ト

ークン」の再発行手続きを実施してください。

- (9) 「トークン」を紛失したなどの理由により、前記(8)により「ワンタイムパスワード」の利用を停止した場合で、その後に「トークン」が発見された場合は、当行所定の方法により当行に届出てください。この届出に対し、当行は「ワンタイムパスワード」の利用停止解除などの措置を講じます。
- (10) 「トークン」には有効期限を設けるものとし、その有効期限は当行が定めるものとします。
- (11) 当行は、当行が「トークン」の再発行を不適当とする場合を除き、前記(10)の有効期限が到来する前に、新しい「トークン」を契約者の届出住所宛に郵送します。新しい「トークン」を受領した契約者は前記(4)にしたがって、再度「ワンタイムパスワード」の利用登録を行うものとします。
- (12) 「トークン」の有効期限経過後は、前記(11)に定める利用登録をしていただくまで、「ワンタイムパスワード」を使用して、本サービスをご利用いただくことができません。また、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第5条 本人確認

本サービスのご利用についての契約者の確認は次の方法により行うものとします。

1. 本サービスご利用の際、当行は、契約者から都度提示をうける「ご契約者番号」「利用者(管理者)コード」「ログオンパスワード(「管理者ログオンパスワード」、「利用者ログオンパスワード」のいずれかをいいます。)」を、あらかじめ当行に登録された「ご契約者番号」「利用者(管理者)コード」「ログオンパスワード」と比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。
なお、契約者が、第4条3項により「ワンタイムパスワード」を使用する場合は、前記「ご契約者番号」「利用者(管理者)コード」「ログオンパスワード」の一致のほか、契約者から都度提示をうける「ワンタイムパスワード」を、当行で生成した「ワンタイムパスワード」と比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。
また、資金の移動をとまなう取引などの当行所定の取引を行う際には、前記にあわせて、当行が契約者から都度提示を受ける「確認パスワード」を、あらかじめ当行に登録された「確認パスワード」と比較し一致することを確認することにより、本人確認を行います。
2. 当行が前項の方法に従って本人を確認して取引を実施したうちは、「ご契約者番号」「利用者(管理者)コード」「ログオンパスワード」「確認パスワード」「ワンタイムパスワード」につき不正使用その他の事故(スパイウェアやフィッシングなど、端末やインターネット等の脆弱性を悪用した不正使用を含む)があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、万一そのために損害が生じた場合についても、当行の責めに帰すべき事由がある場合をのぞき、当行は責任を負いません。「ご契約者番号」「利用者(管理者)コード」「ログオンパスワード」「確認パスワード」「ワンタイムパスワード」は契約者の責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・漏洩しないよう、または盗難されないよう十分に注意するものとします。
3. 本サービスの利用について、届出と異なる「管理者パスワード」「利用者パスワード」「ワンタイムパスワード」の入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、当行は当該パスワードの利用を停止します。
なお、「管理者パスワード」の利用を停止した場合は、サービス利用者全員の利用が停止されます。
また、「管理者パスワード」「ワンタイムパスワード」の利用を再開するには、当行所定の手続きをとってください。

第6条「トークン」の再発行

1. 契約者が、「トークン」の紛失・破損・盗難等により、「トークン」の再発行を依頼する場合には、当行所定の申込書により当行宛届出るものとし、当行所定の手続きをした後に再発行します。
2. 「トークン」を再発行する場合は、当行所定の再発行手数料およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとし、また、「トークン」の性能不良等に起因して「トークン」が故障し当行にその「トークン」をご提出いただいた場合は再発行手数料は不要です。
3. 当行は再発行した「トークン」を契約者の届出住所宛に郵送します。再発行した「トークン」を受領した契約者は前記第4条3項にしたがって、再度「ワンタイムパスワード」の利用登録を行うものとし、また、
4. 「トークン」を再発行する場合は、前項に定める利用登録をしていただくまで、「ワンタイムパスワード」を使用して、本サービスをご利用いただくことができません。また、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

- (1) 本サービスによる取引の依頼は、第5条に従った本人確認が終了後、契約者が取引に必要な所定事項を画面上の実行ボタン等をクリックするなど当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで、行うものとし、
- (2) 当行は、第1条5項、6項の「代表口座」「利用口座」(以下総称して「サービス利用口座」といいます。)の届出に基づき取引を行います。

2. 依頼内容の確定

当行が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、契約者に依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の実行ボタン等をクリックするなど当行の指定する方法で確認した旨を当行に回答してください。回答が当行所定の確認時間内に行われ、かつ当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当行は各取引の手続きを行います。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。

3. 依頼内容の確認

- (1) 依頼内容および処理結果について資金の移動をともなう場合は、受付完了確認画面、依頼内容照会機能、入出金明細照会機能、普通預金通帳などへの記帳、または、当座勘定照合表などにより契約者の責任においてその取引内容を照合してください。万一、取引内容に相違がある場合は、ただちにその旨を当行取引店に連絡してください。
- (2) 依頼内容などについて、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行が保存する電子的記録などの取引内容を正当なものとして取扱います。

第8条 照会取引

1. 内容

「照会取引」とは、端末を通じて送信された契約者からの依頼に基づき、当行所定の方法・範囲に従い、「サービス利用口座」の残高、入出金明細など口座情報を提供するサービスをいいます。

2. 変更・取消

当行が提供した口座情報は、残高・入出金明細等を当行が証明するものではなく、提供後であっても当行が変更または取消等を行うことがあります。当行はこのような変更または取消のために生じた損害については、責任を負いません。

3. 口座情報の基準日

「照会取引」による口座情報は、第7条2項による照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませんので、ご注意ください。

第9条 振替・振込取引

1. 振替取引

(1) 内容

「振替取引」とは、端末を通じて送信された契約者からの依頼に基づき、契約者が指定するサービス利用口座（以下「お支払口座」といいます。）から振替資金を引落しのうえ、契約者が指定する他のサービス利用口座（以下「ご入金口座」といいます。）に入金手続きを行うサービスをいいます。

(2) 振替指定日

振替指定日は、端末の画面上に表示される当行所定の日を指定することができます。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。

(3) 振替限度額

ア．振替取引における1日の振替金額の合計は、あらかじめ申込書により契約者が届出た振替限度額の範囲内とします。この振替限度額は当行所定の金額の範囲内とします。

ただし、当行は契約者に事前に通知することなく振替限度額を変更する場合があります。

イ．振替限度額が当行所定の金額の範囲内であっても、その金額について、当行が定める一定金額以上の金額を届出の場合は、第4条3項に定める「ワンタイムパスワード」の使用を届出のうえ、「ワンタイムパスワード」の利用登録が完了した後でなければ届出いただけません。

ただし、契約者が個人の場合（個人事業主等を含む）、上記にかかわらず当行が定める一定金額以上の金額を届出することはできません。

(4) 振替手続

当行は、前記第7条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振替指定日に普通預金規定（貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定およびカード規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書・カード・当座小切手の提出なしに振替資金を引落しのうえ、ご入金口座に振替手続を行います。

2. 振込取引

(1) 内容

「振込取引」とは、端末を通じて送信された契約者からの依頼に基づき、契約者が指定するサービス利用口座（以下「お支払口座」といいます。）から振込資金を引落しのうえ、契約者が指定する当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込先口座」といいます。）宛てに振込の依頼を行うサービスをいいます。

また、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税等相当額（以下「振込手数料」といいます。）をいただきます。

なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち一部の金融機関宛の振込については、取扱いできない場合があります。

(2) 振込指定日

振込指定日は、端末の画面上に表示される当行所定の日を指定することができます。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。

(3) 振込限度額

ア．振込取引における1日の振込金額の合計は、あらかじめ申込書により契約者が届出た振込限度額の範囲内とします。この振込限度額は当行所定の金額の範囲内とします。

ただし、当行は契約者に事前に通知することなく振込限度額を変更する場合があります。

イ．一旦届出た振込限度額は、本サービスにより引き下げることができます。

ウ．振込限度額が当行所定の金額の範囲内であっても、その金額について、当行が定める一定金額以上の金額を届出の場合は、第4条3項に定める「ワンタイムパスワード」の使用を届出のうえ、「ワンタイムパスワード」の利用登録が完了した後でなければ届出いただけません。

ただし、契約者が個人の場合（個人事業主等を含む）、上記にかかわらず当行が定める一定金額以上の金額を届出することはできません。

(4) 振込手続

当行は、前記第7条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日に普通預金規定（貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定およびカード規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書・カード・当座小切手の提出なしに振込資金を引落しのうえ、振込先口座宛てに振込手続を行います。

(5) 振込手数料の取扱い

ア．前記(4)振込手続にあたっては、振込手数料を普通預金規定（貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定およびカード規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書・カード・当座小切手の提出なしにお支払口座から引落します。

イ．振込手数料の引落しについては、振込指定日に振込資金と振込手数料を同時にお支払口座から引落す方法（都度徴収扱い）と、1ヶ月分の振込手数料を合算して当行所定の日にお支払口座より引落す方法（後取扱い）のいずれかを申込書により選択することができます。

3. 振替・振込取引の不能事由など

次のいずれかに該当する場合、当行はその振替・振込取引の依頼がなかったものとして取扱います。

(1) 次のいずれかの決済資金がお支払口座から払出すことができる金額（当座貸越により払い戻しのできる金額を含みます。）を超える場合。

ア．振込手数料を都度徴収扱いとする場合の振込金額と振込手数料および消費税等相当額の合計金額

イ．振込手数料を後取扱いとする場合の振込金額

ウ．振替金額

ただし、お支払口座からの払出しがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出しの総額がお支払口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。なお、指定日当日の当行の振替・振込手続時に一度不能となった振替・振込取引の依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振替・振込は行われません。

(2) お支払口座、および、ご入金口座が解約されている場合。

- (3) 契約者よりお支払口座への支払停止の届出があり、それに対して当行が所定の手続きをとった場合。
- (4) 差押などやむを得ない事情のため、当行が振替・振込取引を取扱うことが不適当と認めた場合。
- (5) ご入金口座または振込先口座に対して、口座名義人から入金禁止の手続きがとられている場合。

4. 依頼内容の取消・訂正・組戻し

- (1) 前記第7条2項により依頼内容が確定したあとに、その依頼内容を変更すること(以下「訂正」といいます。)、または依頼内容を取止めること(以下「組戻し」といいます。)はできないものとします。ただし、振替・振込指定日を翌日以降とする場合は、当行所定の期限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により依頼内容を取消すること(以下「取消」といいます。)を行うことができるものとします。
- (2) 当行がやむを得ないと認めて組戻しまたは訂正を承諾する場合には、当該取引のお支払口座がある当行本支店の窓口において、「振込訂正・組戻依頼書」に当該取引のお支払口座に届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。
なお、当該取引にかかる振込手数料は返却いたしません。また、組戻依頼を受付けた場合は、その時点で当行所定の組戻手数料をお支払口座より引落します。
ただし、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。なお、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却いたしません。
- (3) 組戻された振込資金は、「振込訂正・組戻依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届出の印鑑により記名押印のうえ、提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。
- (4) 組戻された振込資金を返却せず、改めてその資金による振込の受付をするときは、組戻手数料とあわせて当行所定の振込手数料をいただきます。
- (5) 入金口座なしなどの事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合にも、前記(2)の組戻手続きを行ってください。なお、相当の期間、契約者の都合により組戻手続きが実施されなかった場合には、当行は契約者の承諾のあるなしにかかわらず、当該取引のお支払口座に入金することがあります。この場合、当行所定の組戻手数料をお支払口座から引落します。

第10条 税金・各種料金払込取引

1. 内容

「税金・各種料金払込取引(以下「払込取引」といいます。)」とは、端末を通じて送信された契約者からの依頼に基づき、契約者が指定するサービス利用口座(以下「お支払口座」といいます。)から払込資金を引落しのうえ、契約者が指定する当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等(以下「料金等」といいます。)の払込手続きを行うサービスをいいます。

2. 払込依頼日

払込を実施する依頼日は、端末操作当日とします。予約扱いによる払込はできません。

3. 払込限度額

- (1) 払込取引における1日の払込金額の合計は、あらかじめ申込書により契約者が届出た払込限度額の範囲内とします。この払込限度額は当行所定の金額の範囲内とします。

ただし、当行は契約者に事前に通知することなく払込限度額を変更する場合があります。

- (2) 払込限度額が当行所定の金額の範囲内であっても、その金額について、当行が定める一定金額以上の金額を届出の場合は、第4条3項に定める「ワンタイムパスワード」の使用を届出のうえ、「ワンタイムパスワード」の利用登録が完了した後でなければ届出いただけません。

ただし、契約者が個人の場合（個人事業主等を含む）、上記にかかわらず当行が定める一定金額以上の金額を届出することはできません。

4. 払込手続

当行は、前記第7条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として払込依頼日に普通預金規定（貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定およびカード規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、当座小切手の提出なしに払込資金を引落しのうえ、収納機関に対して払込手続を行います。

5. 払込取引の不能事由など

次のいずれかに該当する場合、当行はその払込取引の依頼がなかったものとして取扱います。

- (1) 払込資金がお支払口座から払出すことができる金額（当座貸越により払い戻しのできる金額を含みます。）を超え、ご依頼の時点で払込資金の払出しができなかった場合。
- (2) お支払口座が解約されている場合。
- (3) 契約者よりお支払口座への支払停止の届出があり、それに対して当行が所定の手続きをとった場合。
- (4) 差押などやむを得ない事情のため、当行が払込取引を取扱うことが不適当と認めた場合。
- (5) 停電・故障等により取扱いできない場合。
- (6) 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合。

6. 利用時間

本サービスの利用時間は第1条3項に定める当行所定の時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行所定の時間内であっても利用ができないことがあります。

7. 取引の取消

一旦、手続が完了した払込取引は、いかなる理由があってもお客様から取消することはできません。ただし、収納機関からの連絡により取消されることがあります。

8. 領収書等の発行

当行は払込取引にかかる領収書等を発行致しません。収納機関の納付情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

9. 取引の停止

当行、または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、払込取引の利用が停止されることがあります。払込取引の利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。

第11条 総合振込取引

1. 内容

- (1) 「総合振込取引」とは、総合振込データを端末より一括して送信していただき、お支払口座より振込金額を引落しのうえ、振込処理を行うサービスをいいます。
- (2) 当行は、申込書記載の代表口座店を取りまとめ店として、本サービスを利用した契約者からの依頼に

よる総合振込事務を受託します。

- (3) お支払口座は、代表口座とします。また、振込先口座は、当行の国内本支店および他の金融機関の国内本支店の預金口座とします。

なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち一部の金融機関宛の振込については、取扱いできない場合があります。

- (4) 振込依頼は振込指定日の1営業日前の所定時限までに所定の方法で行ってください。
- (5) 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込先口座に入金するよう振込手続きを行います。
- (6) 当行は、振込受取人に対して、入金のお知らせは行いません。
- (7) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。

当行は、原則として1ヵ月分の振込手数料を、普通預金規定(貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定およびカード規定を含みます。)にかかわらず、通帳・払戻請求書・カード・当座小切手の提出なしに、お支払口座から当行所定の日に引落します。

2. 振込指定日

振込指定日は、端末の画面上に表示される当行所定の日を指定することができます。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。

3. 総合振込限度額

- (1) 1日あたりの総合振込金額合計は、あらかじめ申込書により契約者が届出た総合振込限度額の範囲内とします。この総合振込限度額は当行所定の金額の範囲内とします。

ただし、当行は契約者に事前に通知することなく総合振込限度額を変更する場合があります。

- (2) 一旦届出た総合振込限度額は、本サービスにより引き下げることができます。
- (3) 総合振込限度額が当行所定の金額の範囲内であっても、その金額について、当行が定める一定金額以上の金額を届出の場合は、第4条3項に定める「ワンタイムパスワード」の使用を届出のうえ、「ワンタイムパスワード」の利用登録が完了した後でなければ届出いただけません。

ただし、契約者が個人の場合(個人事業主等を含む)、上記にかかわらず当行が定める一定金額以上の金額を届出することはできません。

4. 振込手続

- (1) 振込資金は、振込指定日の前営業日までにお支払口座へ入金してください。
- (2) 当行は、前記第7条2項により依頼内容が確定した場合は、振込指定日に普通預金規定(貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定およびカード規定を含みます。)にかかわらず、通帳・払戻請求書・カード・当座小切手の提出なしに振込資金を引落しのうえ、振込先口座宛てに振込手続きを行います。

5. 振込の不能事由など

次のいずれかに該当する場合、当行はその振込依頼がなかったものとして取扱います。

- (1) 振込資金がお支払口座から払出すことができる金額(当座貸越により払い戻しのできる金額を含みます。)を超え、所定の時限までに振込資金の払出しができなかった場合。

ただし、お支払口座からの払出しがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出しの総額がお支払口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。なお、振込資金の引落しが不能となった振込依頼については、所定の時限後に資金の入金

があっても振込は行われません。

- (2) お支払口座が解約されている場合。
- (3) 契約者よりお支払口座への支払停止の届出があり、それに対して当行が所定の手続をとった場合。
- (4) 差押などやむを得ない事情のため、当行が総合振込取引を取扱うことが不適当と認めた場合。

6. 依頼内容の取消・訂正・組戻し

- (1) 前記第 7 条 2 項により依頼内容が確定したあとに、訂正または組戻しはできないものとします。ただし、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。
- (2) また、当行がやむを得ないと認めて組戻しまたは訂正を承諾する場合には、当該取引のお支払口座がある当行本支店の窓口において、「振込訂正・組戻依頼書」に当該取引のお支払口座に届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。
なお、当該取引にかかる振込手数料は返却いたしません。また、組戻依頼を受付けた場合は、その時点で当行所定の組戻手数料をお支払口座より引落します。
ただし、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。なお、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却いたします。
- (3) 組戻しされた振込資金は、「振込訂正・組戻依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届出の印鑑により記名押印のうえ、提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。
- (4) 組戻しされた振込資金を返却せず、改めてその資金による振込の受付をするときは、組戻手数料とあわせて当行所定の振込手数料をいただきます。
- (5) 入金口座なしなどの事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合にも、前記(2)の組戻しを行ってください。なお、相当の期間、契約者の都合により組戻し手続きが実施されなかった場合には、当行は契約者の承諾のあるなしにかかわらず、当該取引のお支払口座に入金することがあります。この場合、当行所定の組戻手数料をお支払口座から引落します。

第 1 2 条 給与振込取引

1. 内容

- (1) 「給与振込取引」とは、給与振込データを端末より一括して送信していただき、お支払口座より振込金額を引落しのうえ、振込処理を行うサービスをいいます。
- (2) 当行は、申込書記載の代表口座店を取りまとめ店として、契約者が契約者の役員および従業員（以下「受給者」といいます。）に対する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます。）を、本サービスを利用して受給者が指定する預金口座（以下「振込先口座」といいます。）へ振込む事務を受託します。
- (3) お支払口座は、代表口座とします。また、受給者が指定できる振込先口座は、当行の国内本支店および当行が給与振込の提携をしている金融機関の国内本支店の受給者本人名義の普通預金・当座預金口座とします。

なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち一部の金融機関宛の振込については、取扱いできない場合

があります。

- (4) 振込先口座については、あらかじめ「給与振込口座確認書」などにより口座確認をしてください。
- (5) 振込依頼は振込指定日の3営業日前の所定時限までに所定の方法で行ってください。
- (6) 振込指定日の3営業日前の所定時限までに振込依頼が間に合わなかった場合でも、振込指定日の1営業日前の所定時限までにご依頼いただいた場合は、前記第11条による総合振込取引としてその振込依頼を取扱います。

ただし、この場合の限度額については、第11条3項に定める総合振込限度額によらず、本条3項に定める給与振込限度額の範囲内とし、振込資金の引落しについては、第11条4項(2)の「振込指定日に」とあるのを「振込指定日までに」と読替えます。

- (7) 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込先口座に入金するよう振込手続きを行います。
- (8) 当行は、受給者に対して、入金のお知らせは行いません。
- (9) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。

当行は、原則として1ヵ月分の振込手数料を、普通預金規定(貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定およびカード規定を含みます。)にかかわらず、通帳・払戻請求書・カード・当座小切手の提出なしに、お支払口座から当行所定の日に引落します。

2. 振込指定日

- (1) 振込指定日は、端末の画面上に表示される当行所定の日を指定することができます。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。
- (2) 端末の画面上に表示される当行所定の日には、前記1項(5)による給与振込取引として指定することができる日のほか、前記1項(6)による総合振込取引扱いとして指定することができる日が含まれます。

3. 給与振込限度額

- (1) 1日あたりの給与振込金額合計は、あらかじめ申込書により契約者が届出た給与振込限度額の範囲内とします。この給与振込限度額は当行所定の金額の範囲内とします。

ただし、当行は契約者に事前に通知することなく給与振込限度額を変更する場合があります。
- (2) 一旦届出た給与振込限度額は、本サービスにより引き下げることができます。
- (3) 給与振込限度額が当行所定の金額の範囲内であっても、その金額について、当行が定める一定金額以上の金額を届出の場合は、第4条3項に定める「ワンタイムパスワード」の使用を届出のうえ、「ワンタイムパスワード」の利用登録が完了した後でなければ届出いただけません。

ただし、契約者が個人の場合(個人事業主等を含む)、上記にかかわらず当行が定める一定金額以上の金額を届出することはできません。

4. 振込手続

- (1) 振込資金は、振込指定日の3営業日前までにお支払口座へ入金してください。
- (2) 当行は、前記第7条2項により依頼内容が確定した場合は、振込指定日の2営業日前に普通預金規定(貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定およびカード規定を含みます。)にかかわらず、通帳・払戻請求書・カード・当座小切手の提出なしに振込資金を引落しのうえ、振込先口座宛てに振込手続きを行います。
- (3) 受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時とします。
- (4) 当行は、前記第7条2項により依頼内容が確定したにもかかわらず、振込指定日の2営業日前の所定

時限までに振込資金の引落しができなかった場合でも、振込指定日の所定時限までに振込資金の引落しできた場合は、前記第11条により総合振込取引としてその振込依頼を取扱います。

なお、この場合の振込資金は、普通預金規定（貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定およびカード規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書・カード・当座小切手の提出なしに引落します。

5. 振込の不能事由など

次のいずれかに該当する場合、当行はその振込依頼がなかったものとして取扱います。

- (1) 振込資金がお支払口座から払出すことができる金額(当座貸越により払い戻しのできる金額を含みます。)を超え、所定の時限までに振込資金の払出しができなかった場合。
ただし、お支払口座からの払出しがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出しの総額がお支払口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。なお、振込資金の引落しが不能となった振込依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても振込は行われません。
- (2) お支払口座が解約されている場合。
- (3) 契約者よりお支払口座への支払停止の届出があり、それに対して当行が所定の手続きをとった場合。
- (4) 差押などやむを得ない事情のため、当行が給与振込取引を取扱うことが不適当と認めた場合。

6. 依頼内容の取消・訂正・組戻し

- (1) 前記第7条2項により依頼内容が確定したあとに、訂正または組戻しはできないものとします。ただし、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。
- (2) また、当行がやむを得ないと認めて組戻しまたは訂正を承諾する場合には、当該取引のお支払口座がある当行本支店の窓口において、「振込訂正・組戻依頼書」に当該取引のお支払口座に届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。
なお、当該取引にかかる振込手数料は返却いたしません。また、組戻依頼を受付けた場合は、その時点で当行所定の組戻手数料をお支払口座より引落します。
ただし、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には受給者との間で協議してください。なお、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却いたします。
- (3) 組戻しされた振込資金は、「振込訂正・組戻依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届出の印鑑により記名押印のうえ、提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。
- (4) 組戻しされた振込資金を返却せず、改めてその資金による振込の受付をするときは、組戻手数料とあわせて当行所定の振込手数料をいただきます。
- (5) 入金口座なしなどの事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合にも、前記(2)の組戻手続きを行ってください。なお、相当の期間、契約者の都合により組戻手続きが実施されなかった場合には、当行は契約者の承諾のあるなしにかかわらず、当該取引のお支払口座に入金することがあります。この場合、当行所定の組戻手数料をお支払口座から引落します。

第13条 メッセージ・電子メールなどによる通知

1. 当行は、「振替・振込」「総合振込」「給与振込」などの取引受付・取引結果などお取引内容のご案内や新サービス・キャンペーンのお知らせを端末のメッセージ画面や電子メールにより契約者宛て通知いたします。
2. 契約者は、電子メールによる通知を受ける場合には、端末からの操作により電子メールアドレスを登録してください。当行は、登録された電子メールアドレス（以下「登録アドレス」といいます。）にあてて、各種ご案内を通知いたします。なお、当行は、業務上必要とみなされる場合を除いて、登録アドレスを流用しません。
3. 登録アドレスを変更する場合は、端末からの操作により変更登録してください。
4. 当行が登録アドレスに送信したうちは、通信障害その他の理由による未着・延着が発生しても通常到達すべき時に到達したものとみなし、これに起因して契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。
5. 当行が送信した先の登録アドレスが、本条第3項の変更を怠るまたは遅延するなど、契約者の責により契約者以外の電子メールアドレスに変わっていたことに起因して契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

第14条 届出事項の変更等

預金口座等についての印章、名称、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の書面により代表口座店に届出てください。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。

第15条 解約等

1. 解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも全部または一部を解約できるものとします。また解約によって損害が発生した場合においても、お互いに賠償を請求しません。

2. 契約者による解約

契約者による全部または一部の解約の場合は、当行所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した後に有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、解約手続き終了時点で処理が完了していない取引がある場合には、原則として、当行は当該取引の手続きを行います。当該取引の手続きが不要の場合は、解約届出の前に、第9条4項、第11条6項、第12条6項のとおり取引の組戻し・取消を行ってください。当行所定の組戻し・取消が行われない場合は、当行は当該取引の手続きを行います。

3. 当行からの解約の通知

当行の都合により本サービスの契約の全部または一部を解約する場合は、代表口座の届出住所に解約の通知を行います。

4. サービス利用口座の解約

利用口座が解約されたときは、該当する口座に関する契約は解約されたものとみなします。また、代表口座が解約されたときは、この契約は全て解約されたものとみなします。

5. サービスの停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも事前に通知することなく本契約に基づく全部または一部のサービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
- (2) 当行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

6. 当行からの解約

- (1) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約することができます。この場合、当行が契約者にその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。

- ア. 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始、その他これに類する倒産手続開始の申立があったとき。
- イ. 手形・小切手の不渡りをだしたとき。
- ウ. 契約者が本規定、第22条に定める関係規定、その他当行の取引約定に違反したとき。
- エ. 住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。
- オ. 相続の開始があったとき。
- カ. サービス停止後、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- キ. 当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき。

- (2) 前項のほか、次のア～イの一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることにより本サービスの契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を払ってください。

ア. 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前A～Eに準ずる者

イ. 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前A～Dに準ずる行為

- 7. 本サービスによる取引において未処理のものがあるなど、当行が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。なお、当該手続には本規定が適用されます。

- 8. 上記により本サービスが解約または停止となった場合には、「トークン」を当行に返却してください。

第4条3項(11)の定めにより新しい「トークン」の利用登録を行った場合の古い「トークン」、ならびに第6条により新しい「トークン」を再発行した後に発見された古い「トークン」についても同様とします。

第16条 免責事項等

1. 次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
 - (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。
 - (4) 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。
2. 契約者は本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策について了承しているものとみなします。
3. 本サービスに使用する機器および通信媒体が正常に稼動する環境については契約者の責任において確保してください。当行は、当契約により機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
4. 当行が送付した各種通知や「トークン」の郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者(当行職員を除きます。)が「ご契約者番号」「管理者確認パスワード」「ワンタイムパスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害については当行は一切責任を負いません。
5. 「ご契約者番号」「利用者(管理者)コード」「ログオンパスワード」「確認パスワード」「ワンタイムパスワード」を当行の責めによらない事由により第三者(当行職員を除きます。)が知り得たとしても、そのために生じた損害については当行は一切責任を負いません。

第17条 取引メニューの追加

本サービスに今後追加される取引メニューについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部の取引メニューについてはこの限りではありません。

第18条 サービスの廃止

1. 当行は本サービスの全部または一部について、合理的かつやむを得ない事由がある場合は、契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。
2. サービスの一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第19条 サービス内容・規定の変更

当行は本サービス内容または本規定の内容を、契約者に事前に通知することなく任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うものとします。

この場合、当行はホームページ上に変更の内容を表示しますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定などを確認のうえご利用ください。なお、当行の任意の変更によって損

害が生じたとしても、当行は一切責任を負いません。

第20条 海外からのご利用

本サービスは、原則として、日本国内からのご利用に限るものとし、契約者は、海外からのご利用については、その国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様等の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第21条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が送付書類または通知を発送した場合には、延着したとき、または到達しなかったとき（受領拒否の場合も含まれます）でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第22条 関係規定の適用・準用

1. 本規定に定めのない事項については、サービス利用口座にかかる各種規定、口座振替約定、総合口座取引規定、十六キャッシュサービス規定、カードローン規定および振込規定等関係する規定により取扱います。
2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

第23条 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第24条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2 0 1 2 . 0 5)